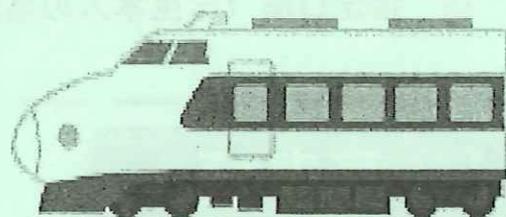


清水町から

新幹線で通学しよう

～新幹線通学費の一部を貸与します～

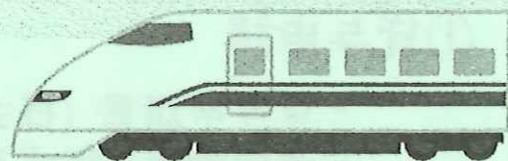
対象者



清水町内に住所を有し、三島駅から90km以上にある大学等に
新幹線通学している30歳未満の学生

※町が指定する地域活動に参加する必要があります

貸与金額



通学定期券購入費の10分の3以内（新幹線区間のみ）

※上限2万円（千円未満切捨て）

（例）東京駅：19,000円／月 浜松駅：20,000円／月

返還について



貸与期間（貸与開始から卒業まで）の
2倍の期間以内

※返還猶予・返還免除制度あり

卒業後、引き続き
清水町に在住し、
町民税の所得割を
完納した場合

返還免除



清水町企画課企画調整係

TEL:055-981-8279 ☎

窓口:平日8:30～17:15



清水町 新幹線通学費

検索 

～申請から初回の貸付金受領まで～

- ① 必要書類をそろえて、貸与申請
※ 申請時点において、使用可能な定期券分から貸与の対象となります。
有効期間が過ぎているものは対象となりませんので、ご注意ください。
- ② 貸与決定通知書の受領
※ 町が審査し、後日決定通知書を郵送します。
- ③ 貸付金の受領
※ 指定口座（学生本人の名義）に振り込みます。

2回目以降は、
定期券購入の都度、
定期券の写しを
メールで提出

《必要書類》

申請時

利用者

清水町

①貸与申請



- ・ 貸与申請書 (様式第1号)
- ・ 通学調書 (様式第2号)
- ・ 在学証明書 等
- ・ 定期券の写し
- ・ 債権者登録申込書
- ・ 誓約書 (様式第4号)



②貸与決定



③貸与額支払
(初回) (¥)

進級時



- ・ 定期券の写し
- ・ 在学証明書 等
- ※進級学年分



貸与額支払 (¥)

《返還について》

原則、大学等の卒業後から、返還が開始されます。（転出や退学等はその時点から返還開始）
なお、返還免除の要件を満たす見込みである場合には、返還猶予を受けることができます。